

○文部科学省令第三十五号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第九条の三第一項第一号、別表第一備考第一号及び第四号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月四日

文部科学大臣 萩生田光一

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に

掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条 「略」

「略」

前項の各科目に含めることが必要な事項 「略」

「略」

備考

一 「略」

二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 三十二 「略」

十三 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第二十一条の二第一項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が

改正前

第二条 「同上」

「同上」

右項の各科目に含めることが必要な事項 「同上」

「同上」

備考

一 「同上」

二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 三十二 「同上」

十三 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「一種免許状又は二

の各項	科目	に関する	教職に	及び	教科	欄 一 第
科教科	目	する	の法に	び	教科及	欄 二 第
科の教	目	する	に	指導	科	欄 三 第
「略」					「略」	欄 四 第
徳道					「略」	欄 五 第
合総					「略」	欄 六 第
別特						
育教						
通情						
信報						
徒生						
相教						
談育						
路進						
「略」						
「略」						

254
第三条
「略」

最低修得単位数

加える科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）
 「号の細分を削る。」
 「号の細分を削る。」
 「号の細分を削る。」
 十五 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第二欄から第四欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る第二欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。）。

の右各項	科目	に関する	教職に	及び	教科	欄 第一
科教科	目	する	の法に	び	教科及	欄 第二
科の教	目	する	に	指導	科	欄 第三
「同上」					「同上」	欄 第四
徳道					「同上」	欄 第五
合総					「同上」	欄 第六
別特						
の方教育						
徒生						
相教						
談育						
路進						
「同上」						
「同上」						

254
第三条
「同上」

最低修得単位数

種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。）
 イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
 ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
 「号を加える。」

<p>相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方</p> <p>四の二 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育</p> <p>三・四 「略」</p>	<p>備考</p> <p>一 「略」</p> <p>二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、「道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。</p>	<p>科目に関する情報通信技術の活用を含むものとする。</p>
		<p>専門的技術の活用を含むものとする。</p>
		<p>論理的な学習活動の指導法及び方法を、</p>
		<p>時間的学習活動の指導法及び方法を、</p>
		<p>方法及び理論の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>

<p>「号を加える。」</p> <p>三・四 「同上」</p>	<p>備考</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、「道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。</p>	<p>科目に関する情報機器の活用を含むものとする。</p>
		<p>専門的技術の活用を含むものとする。</p>
		<p>論理的な学習活動の指導法及び方法を、</p>
		<p>時間的学習活動の指導法及び方法を、</p>
		<p>方法及び理論の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>
		<p>基礎的な知識の指導法及び方法を、</p>

前項	科目	に関する	教職に	及び	教科	第一欄	最低修得単位数	2 5 4 第五條 〔略〕	六 九 〔略〕	備考 一～四 〔略〕 五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。	〔略〕
教各教	目	する	法に	び教科	第二欄						
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	第三欄						
総特教	情報	生	教育	相	進	第四欄					
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	第五欄						
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	第六欄						
										理論及び方法	理論及び方法

右項	科目	に関する	教職に	及び	教科	第一欄	最低修得単位数	2 5 4 第五條 〔同上〕	六 九 〔同上〕	備考 一～四 〔同上〕 五 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。	〔同上〕
教各教	目	する	法に	び教科	第二欄						
〔同〕	〔同〕	〔同〕	〔同〕	〔同〕	第三欄						
総特教	教育の	生	教育	相	進	第四欄					
〔同〕	〔同〕	〔同〕	〔同〕	〔同〕	第五欄						
〔同〕	〔同〕	〔同〕	〔同〕	〔同〕	第六欄						
										理論及び方法	理論及び方法

科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

2
2
4
〔略〕

第七条
〔略〕

2
〔略〕

3 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第一欄から第三欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

4
5
6
〔略〕

7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

8 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

第十条の二
〔略〕

2
・3
〔略〕

4 第七条第四項又は第六項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合又は特別支援学校教諭の二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合には、同条第四項又は第六項に定める単位数のうち二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。

5 第七条第四項又は第六項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた二種免許状の授

2
2
4
〔同上〕

第七条
〔同上〕

2
〔同上〕

〔項を加える。〕

3
5
〔同上〕

6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

第十条の二
〔同上〕

2
・3
〔同上〕

4 第七条第三項又は第五項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合又は特別支援学校教諭の二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合には、同条第三項又は第五項に定める単位数のうち二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。

5 第七条第三項又は第五項の規定により一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた二種免許状の授

与を受けるため、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受け
 ために修得した科目の単位を同条第四項又は第六項に定める一種免許
 状に係る単位数に含めることができる。ただし、同条第三項又は第五項
 に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受
 けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

第十一条 「略」

備考

一 第二欄に掲げる各科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条か
 ら第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

二〇四 「略」

2 「略」
 第十一条の二 「略」

備考	第一欄	受けようとする免許 状の種類	各教科の指 導法に關す る科目又は 教諭の教育 の基礎的理 解に關する 科目等	大学が独自に設定する科目
	第二欄に掲げる大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は			

与を受けるため、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受け
 ために修得した科目の単位を同条第三項又は第五項に定める一種免許
 状に係る単位数に含めることができる。ただし、同条第三項又は第五項
 に定める単位数のうち、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受
 けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

第十一条 「同上」

備考

一 第二欄に掲げる各科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条か
 ら第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし
 、専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の
 単位のうち三単位までは、次に掲げる免許状の授与を受ける場合
 に応じ、それぞれ定める科目に準ずる科目の単位をもつて、これ
 に替えることができる。

イ 幼稚園教諭の専修免許状 保育内容の指導法に関する科目又
 は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
 ロ 小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状 各教科の
 指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科
 目等

二〇四 「同上」

2 「同上」
 第十一条の二 「同上」

備考	第一欄	受けようとする免許 状の種類	教職に關する 科目	教科又は教職に關する科目
	第二欄に掲げる大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は			

、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。

二・三 「略」

第十六条 「略」

2～4 「略」

5 第一項の表の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。

第二十一条の二 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に

勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 指定大学の名称
- 二 当該指定大学を指定した日
- 三 当該指定大学を指定した理由

3 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定大学について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単

、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

二・三 「同上」

第十六条 「同上」

2～4 「同上」

5 第一項の表の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号イに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、当該科目の単位のうち三単位までは、第五条第一項の表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。「条を加える。」

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

位又は情報機器の操作二単位とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(免許状更新講習規則の一部改正)

第二条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第四条 [略]	領域	領域	領域
[略]	事項	[同上]	事項
[略]	時間	[同上]	時間
[略]	選択必修 イ〜へ [略] ト 育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ〜ワ [略] カ 教育の情報化（情報通信技術を活用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） コ [略]	[同上]	選択必修 イ〜へ [同上] ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ〜ワ [同上] カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） コ [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第七条第五項第三号」を「第七条第六項第三号」に改める。

附 則

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法施行規則第二条表備考第十四号及び第十五号、第五条表備考第七号、第七条、第十条の二、第十一条の二、第十六条第五項並びに第二十一条の二の改正規定並びに第三条は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学若しくは別表第一備考第二号の三及び第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに次の表の第二欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和四年三月三十一日までに第二欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第一、別表第三から別表第

五、別表第八又は附則第五項の規定により小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受け
 る場合にあつては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条
 第一項、第四条第一項又は第五条第一項に規定する教科及び教職に関する科目の単位のうち、同表の第二
 欄に掲げる科目の単位については、同表の第一欄に掲げる科目の単位とみなす。

<p>第一欄</p>	<p>この省令による改正後の教育職員免許 法施行規則に規定する科目</p>	<p>第二欄</p>	<p>旧規則に規定する科目</p>
<p>教科及び教科の指導法に関する科目 （各教科の指導法（情報通信技術の活 用を含む。）に限る。）</p>	<p>教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術 の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。）</p>	<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法</p>	<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相</p>

<p>及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に限る。）</p>	<p>談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）</p> <p>大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。）</p>
<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）</p>	<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）</p> <p>大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。）</p>

3 令和四年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通

信教育の課程を履修している者で、次の表の第二欄に掲げる科目の単位を修得する者又は令和四年三月三十一日までに同表の第二欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五、別表第八又は附則第五項の規定により小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつて

は、教育職員免許法施行規則第三条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十条第一項、第十一条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、同表の第二欄に掲げる科目の単位については、同表の第一欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄
<p>この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目</p> <p>各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に限る。）</p>	<p>旧規則に規定する科目</p> <p>各教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）</p> <p>大学が独自に設定する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に関する内容を含むものに限る。）</p>
<p>教諭の教育の基礎的理解に関する科目</p>	<p>教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育の方法及び技</p>

<p>等（教育の方法及び技術に限る。）</p>	<p>術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（教育の方法及び技術に関する内容を含むものに限る。）</p>
<p>教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に限る。）</p>	<p>教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 大学が独自に設定する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する内容を含むものに限る。）</p>